

生駒市規則第 8 号

生駒市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計規則の一部を改正する規則

生駒市会計規則（昭和 4 8 年 3 月生駒市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 2 第 1 項に後段として次のように加える。

指定を取り消そうとするときも、また同様とする。

第 1 6 条の 2 第 2 項中「次に掲げる事項」を「指定納付受託者に歳入を納付させる期間」に改め、同項各号を削る。

第 1 7 条の見出し中「歳入」を「公金」に改め、同条第 1 項中「次に掲げる」を「法第 2 4 3 条の 2 第 1 項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 4 条の」に、「私人に歳入」を「法第 2 4 3 条の 2 第 2 項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）に公金」に、「相手方の私人の住所、氏名」を「指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地」に改め、同項各号を削り、同条第 3 項を次のように改める。

3 市長は、前項の規定により契約を締結したときは、法第 2 4 3 条の 2 第 2 項に規定するもののほか、公金収入事務を委託した指定公金事務取扱者（以下「公金収入事務受託者」という。）に公金収入事務を取り扱わせる期間を告示し、かつ、当該公金の納入義務者が見やすい方法により公表する手続をしなければならない。告示した事項を変更し、又は指定を取り消したときも、また同様とする。

第 1 7 条第 4 項中「公金収入事務を委託した私人（以下「公金収入事務受託者

」という。)」を「公金収入事務受託者」に改め、同条第5項中「住所、氏名」を「名称、住所又は事務所の所在地」に改め、同条第6項中「氏名」を「名称」に、「うえ」を「上」に改め、同条第7項中「市の広報紙等をもって」を「当該公金の納入義務者が見やすい方法により」に改める。

第17条の2を削る。

第23条第3項第12号中「コピー代」を「経費のうち需用費、役務費及び原材料費」に改め、同項第13号中「2万円」を「5万円」に改める。

第40条第1項中「第165条の5」を「第165条の4」に改める。

別表第2の22の項中「納入告知書、又は支払請求のあったとき」を「支出決定のとき」に改める。

別表第3の6の項中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する従前の公金事務を行わせている者（改正法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）に対する改正後の生駒市会計規則の規定の適用については、令和8年3月31日までの間、なお従前の例による。